

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

週報

號日二十月六

特別
寄稿
二千六百年史抄(完)

内閣情報部參與 菊池 寛

最近現地の治安狀況
健康保險法の改正
列國に於ける建艦狀況
イタリヤの動向

第一九一號 昭和十五年六月十二日發行 (每週一回水曜日發行)

五錢

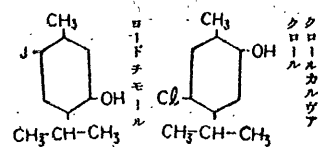
週報 昭和十五年六月十一日發行 (每週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

御記憶下さい！
ムシ歯・齒槽膿
漏の直接的豫防
法は口腔の完全
淨化以外にない
ことを……



標準高最の磨齒用藥

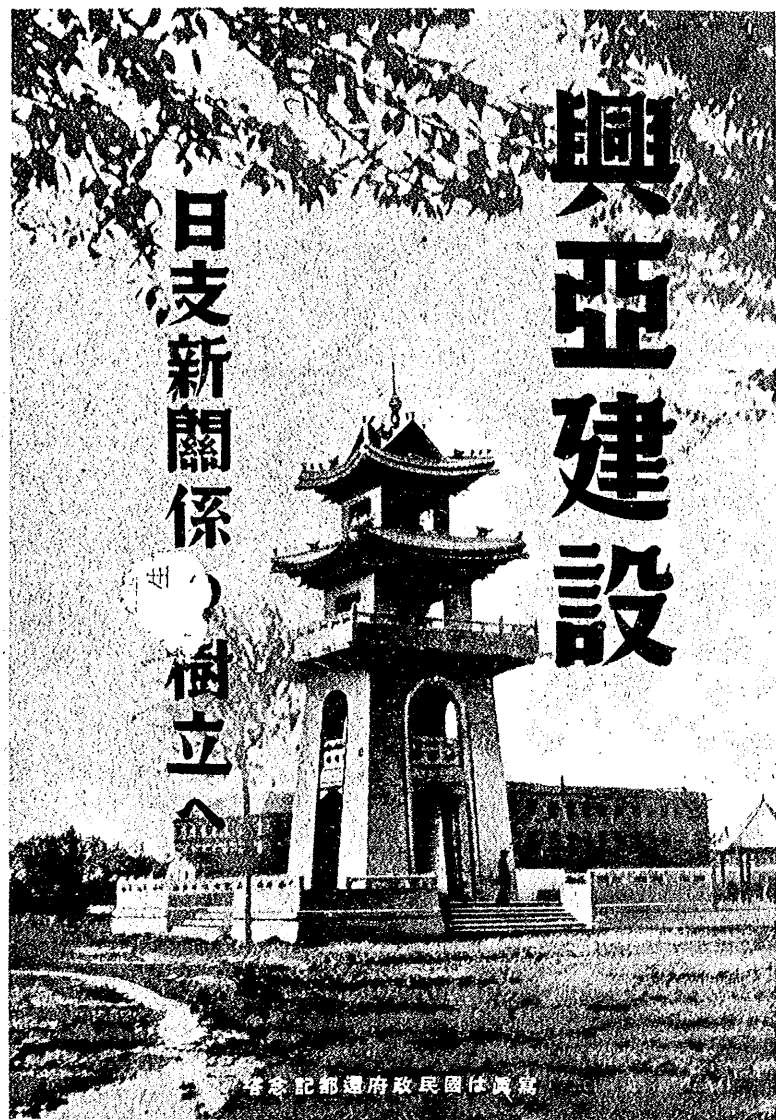


最も進歩せる
殺菌劑の威力！
藥用クラブ齒磨に應用せるハ
大特許のうち單にクロールカ
ルワチモ、ロートチモ
イルだけでも無比の殺菌作用
を示し口腔の汚れや細菌を淨
化し、ムシ歯・口臭・齒槽膿
漏の原因を一掃します。

(判[A5]格規定國はさき大の書本)

めくられず

露光量違いにより重複撮影



興亞建設

日支新關係の樹立

高橋武夫氏による政府遷都記念

週報

(第一九二二頁)

内閣情報部編輯

最近現地の治安状況

陸軍省情報部：二

健康保険法の改正

保 險 院：五

列國に於ける建艦状況

海軍省海軍軍事及部：三

イタリヤの動向 外務省情報部：四

特別二千六百年史抄(巻)

内閣情報部 菊池 寛三

週日決

六月一日(主)

▽伏見軍令部總長宮下重慶方

面大空襲の偉功に關し嶋田支那

方面艦隊司令長官に御祝電を發

せらる

▽陸軍第二十回論功

行賞發表、五千三百五十三名

の將士恩賞にあづかる

▽湯

淺内大臣辭任、後任に木戸幸

一侯決定

▽協力を密にして

對獨逸軍完遂する旨英佛最高

會議で發表

六月二日(日)

▽英の大連派遣軍の五分の四歸

還とイーデン陸相放逐

六月三日(月)

▽支那事變處理、歐洲戰爭對處

方針等に關し米内閣總理大臣

發表表

▽獨軍ダンケルク占領

を發表

六月四日(火)

▽米、諸外國に對する工作機械

類の禁輸實施を發表

六月五日(水)

▽佛租界の警備權委任に「無關

心たり得ない」と興亞院鈴木政

務部長談發表

▽紀元二千六百

年奉祝東亞競技東京大會開かる

六月六日(木)

▽佛内閣大改組

六月七日(金)

▽華北政務委員長王克敏氏辭任

を國民政府發表

めくれず

露光量違いにより重複撮影



興亞建設

日支新關係

州

塔念記都選府政民國は眞寫

週報

(第一九二四)

内閣情報部編輯

最近現地の治安状況

陸軍省情報部

健康保険法の改正

保険院

列國に於ける建艦状況

海軍省海軍事務及部

イタリアの動向

外務省情報部

特別二千六百年史抄

内閣情報部 菊池 寛三

週間要聞

六月一日

▽伏見軍令部總長宮下重慶方面大空襲の偉功に關し嶋田支那方面艦隊司令長官に御祝電を發せらる。▽陸軍第二十四師功

行賞發表、五千三百五十三名

の將士恩賞にあつかる。▽湯

淺内大臣辭任、後任に木戸幸

一侯決定。▽協力を密にして

對獨戰争完遂する旨英佛最高

會議で發表

六月二日

▽英の大陸派遣軍の五分の四歸

還とイーデン陸相放逐

六月三日

▽支那事變處理、歐洲戰争對處方針等に關し米内閣總理大臣

發表表

▽獨軍ダンケルク占領を發表

六月四日

▽米、露外國に對する工作機械類の禁輸實施を發表

六月五日

▽佛租界の警備權委任に無關心たり得ない」と興亞院鈴木政務部長談發表

▽紀元二千六百年奉祝東亞競技東京大會開かる

六月六日

▽佛内閣大改組

六月七日

▽獨、北佛戰線に新たな攻撃開始

ウエーガン線突破と發表

六月八日

▽華北政務委員長王克敏氏辭任を國民政府發表

最近現地の治安状況

陸軍省情報部

兵匪の蠢動状況

占據地内兵匪の状況は、南支よりは中支、中支よりは北支と、わが駐兵期間の永きに比例して漸次窮境に迫込まれた様子ではあるが、占據地域内には尙ほ五、六十萬の兵匪が潜伏し、これに敵側指導の偽縣長、又は共產黨によつて指導される地方自衛團を加へれば、倭に百萬にも達するものと推定される。これら莫大な数に上る抗日分子も、皇軍不斷の掃蕩と、補給難とによつて重慶からの游撃活動にもかゝはらず、その行動は漸次活潑を缺くに至つたやうである。

そこで重慶側では游撃戦不振の實情に鑑み、游撃部隊を

再組織して、政治と軍事の一元統制下に游撃行動を強化すると共に、一面わが治安肅清の順調な進展復興に對抗して、政治經濟部門の撓亂を企圖する、いはゆる特務工作を重視し、その積極化を企圖してゐる。

即ち地方武裝團體を整理再組織して、軍、政、黨の一元的機構に基づく游撃戦力の整備強化工作は、不十分ながらも外形的には漸次形態を整へてきたやうである。その目的は、固より第二期抗戰方式に基づく抗戰體制の整備にあることは明白であるが、他面戰區、民衆の新政權治下への流入と、共產黨勢力の浸潤擴大を防遏して、國民黨の領導に基づく強固な結束をねらつての一石二鳥の對策に他ならない。

織を自壞懷柔する諸工作が必要である。

共產兵匪の状況

次に共產兵匪の行動であるが、これは飽くまで國共合作、民族抗戰の偽裝下に、その指導層内へ黨員又は黨幹部を入れ、その實權を獲得することに努めてゐる。共產根據地附近に於ては、動員會、民衆抗敵會等の名稱の下に、民衆自衛銃後組織を結成し、共產兵匪統制の下に活動を續け、その強固な後援となつてゐるやうである。しかし、右のやうな共產兵匪の活躍は、必然的に前述の國民黨による民衆再組織工作と抵觸し、その抗爭が漸次表面化するに至つて來たことは、わが方として見逃せぬものと考へられる。

新政府成立の影響

右のやうな敵側の治安撓亂工作がいよゝゝ悪質執拗を加へてきたにもかゝらず、治安の恢復は概ね順調に進み、汪精衛氏を中心とする新中央政府が過般めでたく誕生を見るに至つたのである。



以上のやうに、蔣政權が民衆を把握しつゝ、游撃抵抗を持續せんとする熱意は異状なものである。今後劃期的總反攻を敢行し得ない實情にある敵としては、民衆武裝による游撃行動をいよゝゝ潜行的に、且つ執拗に行ふべきことは明らかであつて、その戦闘力は固より大したものではないが、いはゆる政治匪として今後執拗な抗日闘争を行ふであらう。

この際武力掃蕩と併行して、速かに敵側の民衆再組織工作を破摧すると共に、新政權の指導による民衆自衛組織、保甲制度、青年團等の新たな組織を結成して、積極的に民心を把握し、更に進んで敵の抗日組



面宣撫の諸活動、新政権側の親日諸政策の施行等により、

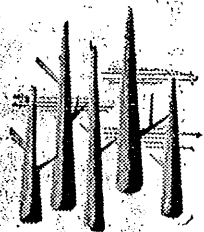
そして新政権の指導による地方行政組織の整備は着々實

績を収め、縣公署の設置も大いに進展し、その他保甲制度の確立、青年訓練所の創設、要路村の結成等また遂次その緒につき、治安の維持に貢献するところが少なくない。民衆、な

新情勢に對する認識も遂次深められ、一般民衆の親日氣運は日を追うて濃化してきてゐる。特に過般新中央政府の成立による和平救國の呼號は、去就に迷つてゐた民衆に多大の感銘を與へてきた。

しかし一面重慶側の欺瞞的宣傳と離反工作は、ますます執拗熾烈となり、特に敵側の勢力圏内では峻嚴な漢奸肅清の環境下にあつて、見聞するものは、すべてこれ至曲された宣傳のみであるから、事實に對する正しい認識を缺き、最後の勝利を盲信して抗日奮動を續けてゐる實情であるから、これらの民衆を親日新政権の傘下に糾合するためには、今後更に異常なる努力を要するものがある。

歐洲戰亂の擴大激化は敵に多大の衝動と困惑とを與へてゐる。この機會に於て、民衆に事態の正しい認識を與へて敵のデマ宣傳を封殺し、わが國不動の決意と實力とを如實に知らしめ、以て民心を反蔣親日の一途に收攬するためには、更に積極多邊的な施策が必要と考へられるのである。



健康保險法の改正

保 險 院

健康保險とはどんなものか

健康保險といふのは、工場、鑛山等の労働者その他小額所得者が、疾病、負傷、分娩、死亡など生活上の重大事故に遭遇した際、それ等の事故によつて生じた損害を補填して經濟生活の不安を除くと共に、傷病に療養の機會を與へ、健康の保持増進を圖ることを目的とした保險である。

保險とは、平素の用意と共同の力によつて萬一の事故に備へる組織である。小額所得者は大體において恆産はなく、その受ける報酬で生活を立ててゐるものであるから、一旦不慮の事故に出あふと直ちにその生活に脅威

を來し、自分自身ばかりでなく家族までも窮乏のため悲慘な状態に陥るのである。かゝる生活の不安を、相互扶助の精神を基礎とした保險の制度で取除かうとするのが健康保險である。これがために、被保險者たる労働者自らも平素保險料を納めるのであるが、被保險者を使用してゐる事業主も保險料の一半を負擔し、國家も亦一定額を繰出して、事故が生じたときには直ちに必要な保護を受けられる組織になつてゐる。

この被保險者となる者は、工場、鑛山及び交通運輸事業等の従業員であつて、これ等の者は強制的に被保險者となる。それ以外の者でも、一定の土木工事に従事する者や、貨物積卸の事業に働いてゐる者も、任意で被保

險者として健康保険にはいる途が開かれてゐる。任意包括被保険者といふのは、前述のやうな一定の事業の事業主が、その事業に使用されて居る者の二分の一以上の同意を得て厚生大臣の認可を受け、その被補勞務者の全部を包括して健康保険の被保険者とする場合のことをいふのであつて、加入が任意である點は強制被保険者と異るが、一旦任意包括の認可があつた以上は、強制被保険者と同様の取扱を受けるのである。

健康保険事業の經營者即ち保險者となるのは、政府と健康保険組合である。健康保険組合に入つてゐない被保險者については政府が、健康保険組合に入つてゐる被保險者については健康保険組合が、保險者として一定の保険料を徴收し、また被保險者に保險事故が生じた場合には所定の保險給付をなすのである。健康保険組合といふのは、事業主と、その事業に使用される被保險者で組織する公法人である。三百人以上の従業員を使用してゐる事業主は、組合員たるべき被保險者の二分の一以上の同意を得て厚生大臣の認可を受け、この組合を設立するこ

とができる。

本保險において保險給付をなすべき事故、即ち保險事故としては、被保險者について發生した疾病、負傷、分娩、死亡の四種類が挙げられてゐる。疾病または負傷に關しては、療養の給付をなし、また療養のため勞務に服することのできない期間中は傷病手當金を支給する。分娩については、分娩費（二十圓）と分娩前後七十日に涉り從業しなかつた期間、出産手當金を支給する。また死亡については、埋葬料（報酬の三十日分）を支給することとしてゐる。傷病手當金及び出産手當金は、勤務に服することのできない期間、被保險者の生計を保障する趣旨で支給するもので、その金額は報酬の百分の六十に相當する額である。

健康保險法改正の必要

健康保險法は昭和二年一月一日から實施されてゐるが、その後昭和四年に事務上の改正が行はれ、更に昭和九年には被保險者の範圍を擴張する改正が行はれた。し

かしこの昭和九年の改正では、勞働保險調査會の答申中にあつた保險給付の擴張等は實現しなかつた。それが昨年第七十四議會に提出されて可決されるに至つたのであつて、この點、改正は昭和八年以來の要望であつたといへるのである。更に同議會に提出議決された、職員健康保險法と船員保險法との關係から健康保險法中これに關聯し、改正を要すべき事項についても若干の改正が行はれ、この改正法は職員健康保險法、船員保險法とともに六月一日から施行された。たゞ保險給付の擴張たる家族給付、延長給付及びこれと密接な關係にある點は、都合上大體一箇月遅れて施行される豫定になつてゐる。

改正の要點

健康保險法中、改正の要點は、大體次の四つに分けることができる。

先づ第一は家族給付の設定である。健康保險は被保險者の健康保持と生活の安定、延いては産業力の充實を目

的とするものである。家族の事故に關しては從來は觸れてゐなかつたが、被保險者の生活安定を考へるならば、家族の傷病も結局被保險者の雙肩に懸る負擔であつてこれを考慮しないで被保險者の生活安定を考へることはできない。そこで被保險者の家族の負傷疾病に關しても保險給付ができる途を開き、その療養に要した費用の一部を補填し得る制度を設けたのである。家族給付の對象となる「家族」の範圍は、被保險者の世帯員にして専ら被保險者によつて生計を維持する者である。家族給付は現金給付として支給されるが、その金額は傷病により定額が定められてゐる、即ち家族が疾病に罹り又は負傷し、その療養のために入院を要する場合、或ひは一回の處置、または手術が十圓以上を要する場合に、その療養費（定額により計算される）の二分の一を被保險者に補給金として支給する豫定となつてゐる。この家族給付は、任意給付といふ建前を取つてをり、従つて健康保險組合が保險者である場合には、その組合で財政状況等を適當に考慮して家族給付をするかどうかを定めるのであ

る。
なほ被保険者が陸海軍に、徴集または召集されたやうな場合には、當該被保険者自身の傷病に對しては保險給付はできないが、その家族の傷病に對しては補給金を支給できることとなつてゐる。これは健康保險においても、できるだけ銃後後援に遺憾なきを期さうといふ趣旨からである。

第二は傷病に關する保險給付期間の延長である。健康保險の目的とする所から見れば、傷病が全治するまで療養の給付をなし、または傷病手当金を支給するなど、健康保險が最後までその生活を見るのが理想であるが、それをするには随分高い保險料を取らねばならず、また保險經營上から見ても困難なことなので、従來は給付を始めてから約半年、即ち百八十日経てば病氣が治癒しなかつとも給付を打ち切ることにしてゐた。それは特殊の病氣を除けば、大抵の病氣は實際上、百八十日以内で轉歸の経過を辿るからである。

それを今度の改正では一歩進めて、特殊の疾病、即ち

結核性疾病については、一年まで支給期間を延長できることとしたのである。結核性疾病は、いはゆる國民病として日本では特に罹病率も高く、工場礦山等の従業員からも少からずこの種の患者を出してゐる。しかも結核性疾病は、通例長期に涉つて療養を必要とするものである。この病氣の約半分は、半年では治らない状態である。従つて結核性疾病に對しては従來の百八十日では治療の徹底を期し難い憾みがあり、治らずに健康保險から見放された場合には、被保険者の經濟生活の實情から見れば自己の負擔で治療することは事實上困難であるから、結局不幸な結果を招く場合が少なくないと思はれる。そればかりでなく、病氣の性質上これを放置しておくときは、家族や近接者にもその累を及ぼす虞れがある。これ等の實情に鑑み、被保険者の結核性疾病に對する治療の徹底を圖り、國民體位の向上に資するために、今度の改正によつて、療養の給付と傷病手当金の支給期間を一年まで延長できる途を開いたのである。なほこの延長給付は、前述の家族給付と同様、任意給付の建前をとつ

である。

第三に職員健康保險法と船員保險法に關する事項の改正であつて、被保険者の資格と保險給付に關する改正である。即ち現在の健康保險の被保険者たるべき者の中には、いはゆる労働者の外に、職員を包含してゐるのであるが、今度職員健康保險法において、この健康保險の被保険者たる職員が、一定條件の下にその事業所毎に、包括的に健康保險の適用を離れて、職員健康保險の被保険者となり得る制度が認められた。これを職員健康保險では選擇包括被保険者といつてゐる。又この職員健康保險の選擇包括被保険者は、一定條件の下に職員健康保險の適用を離れて健康保險の被保険者に戻ることができ

る。そこで以上の場合における資格得喪に關する規定が、新たに健康保險法中に入つたのである。また現在健康保險には任意繼續被保険者といふ制度が認められてゐるのであつて、一定の條件を具へる者は、普通の被保険者たる資格を喪失しても、なほ申請により繼續して被保険者

となれるが、かゝる者が職員健康保險や船員保險の被保険者となつた場合には、この任意繼續被保険者の資格を認めておく必要がないから、これに關する規定を新たに設けることとした。

更に健康保險では、被保険者たる資格を喪失した後も、一定期間内は被保険者として受けることができた保險給付を受けられることを認めてゐるのであつて、資格を喪失した場合、今まで受けてゐた保險給付が直ちに斷ち切られることのないやうにしてあり、また資格喪失後一定期間内に分曉または死亡の事があれば、それに相當する給付をしてゐる。しかしこれ等の場合に、健康保險の被保険者の資格を喪失してから、職員健康保險や船員保險の被保険者となつた場合には、それらの保險の方で給付が受けられるのであるから、保險給付が重複する限り、健康保險の方ではこの資格喪失後の給付をなす必要がないので、その趣旨の規定が追加されることとなつた。

第四は、事務簡捷その他保險事務執行上の必要または

法文の整理等に伴ふ改正である。先づ第一は傷病手當金の支給期間が終らなくとも、療養の給付が期間満了になれば傷病手當金の支給を停止することとなつた事である。元來健康保険においては傷病に對し療養の給付をなすのをその根幹としてゐるが、既にこの療養の給付が期間満了のため打ち切られた後に傷病手當金だけを引續いて支給するのは、その傷病に關しては既に根幹たる給付については保險の關係から離脱してゐるのに拘はらず、一方において尙ほ保險の關係が存続することとなり矛盾する點がある。更に事務簡捷といふ點もあり、職員健康保險制度審議の際における保險院保險制度調査會の意見も參照し、このやうに二つの給付の終期を統一したのである。

次に從來は、傷病手當金または出産手當金を受ける期間には保險料を免除してゐたが、今度はこれを徴収することとした。この改正によつて、保險料計算上の非常な事務的煩瑣を除くことができ、全般的に事務能率の増進を期待することができる。

以上の外、健康保險法には健康保險の關係官吏が事故の生じた作業の場所に臨検する權能が規定されてゐるが、これも被保險者の異動、報酬及び保險給付の決定に關し、その勤務場所につき質問または検査をなし得ることとしたのであつて、規定の活用範圍がいくらか擴大されたわけである。更に從來は、健康保險組合が保險料及び徴収金につき滞納處分をなす必要がある場合に、滞納者またはその者の財産の在る市町村に對して滞納處分を依頼することとしてゐたのであるが、組合自らも一定條件の下に滞納處分をなし得ることが認められることとなつた。

また保險者の施設を被保險者でない者が利用できる旨の規定が新たに設けられた。これは家族給付の實施に伴ひ、被保險者の家族も健康保險相談所などの保險者の施設を利用できるやうに規定されたものである。

なほその他、「健康保險審査會に對する審査請求は時效の中断に關しては裁判上の請求と見なす」との規定を挿入し、また從來の解釋を以て處理してゐた事柄を法文の

上に明記した外、法令の改廢に伴ふ整理的改正の規定が二、三ある。

むすび

以上健康保險法改正の概略を述べたが、この度の改正によつて任意給付といふ制度が認められたのである。これはこの給付をなす建前を採るかどうかを保險者が保險經濟その他の事情を參照して決定する給付である。從來健康保險においては、保險給付の種類、範圍、施設、支給條件等はすべて法律上劃一的に一定されてゐたが、今回の改正によつて、各保險者が適宜その實情に應じて之を運用し得る種類の給付が認められることになつたわけで、從來のいはゆる法定強制給付と相俟つて、健康保險の目的達成に遺憾なきを期さうとするものである。

尙ほまたこの度の改正により、健康保險の保護の對象は産業の第一線に立つ被保險者に對してのみならず、産業戦線にある者を更に強化する趣旨から、産業戦線の背

後にある被保險者の家族にまで及ぶこととなつたのである。従つてこの改正は、職員健康保險法及び船員保險法の制定と共に、健康保險事業における一劃期をなすものといひ得るのであつて、これによつてますます保險制度による社會政策の目的を達成させると共に、國民健康の保持増進に貢獻するところ大なるものがあると思ふ。

神武天皇御紀謹解

纂編局社神省務内

本書は、紀元二千六百年に當つて、神武天皇の御鴻德を瞻仰慕し奉り、皇祖肇國の御精神を奉戴して、國民精神の更張振起を期せんがため、天皇の御紀即ち日本書紀第三を謹解し、更に附録として官幣大社極原神社、同宮崎神社の由緒並に道府縣に於ける神武天皇奉祀神社の調査を収めたものである。

A5判 一二三頁 定價三十錢 送料六錢
内閣印刷局發行
東京市麹町區大手町
振替東京一九〇〇〇
並に書店にあります

國列りよに發効の停戰洲歐
後以表公表本は況船艦建の
は思とのもるあ更變の當相
るれ

一部及普事軍軍海省軍海一

アメリカ合衆國建艦計畫表

艦種	區別	華府及倫敦條約規定限度量				昭和18年(1943年)新「ワイルソン」案ニ依ル換算量	合計		昭和15年(1940年)第三次「ワイルソン」案ニ依ル換算量(舊)	總計				
		類別ノ規定量 1922(11)102 0(5)	「エスカレータ」條約適用ニ依ル換算量(11年)		計									
主力艦	15	525,000	?	?	15	525,000	3	135,000	18	660,000	?	?	?	660,000
航空母艦	?	135,000	?	?	?	135,000	2	40,000	?	175,000	?	79,500	?	254,500
巡洋艦	?	323,500	?	20,270	?	343,770	8	68,754	?	412,524	?	66,500	?	479,524
驅逐艦	?	150,000	?	40,000	?	190,000	23	38,000	?	228,000	?	?	?	228,000
潜水艦	?	52,700	?	15,598	?	68,298	9	13,658	?	81,956	?	21,000	?	102,956
計	?	1,186,200	?	75,868	?	1,262,068	46	295,412	?	1,557,480	21	167,000	?	1,724,980

イタリア海軍建艦狀況 (昭和15年1月現在)

艦種	隻數	噸數	内 譯
戰艦	6	187,244	* 35,000噸(4隻) ** 23,622噸(2隻)
乙巡	12	40,344	3,362噸(12隻)
驅逐艦	6	9,720	1,620噸(6隻)
潜水艦	16	18,086	1,461噸(4隻) 1,036噸(6隻) 1,031噸(4隻) 951噸(2隻)
計	40	255,394	

* 35,000×2(ヴェネト、リトリオ)
本年4月頃就役豫定
** 23,622×2(デュイリオ、ドリッア)
改裝完了、本年三月就役豫定

況狀艦建るけ於に國列

イギリス海軍年度別竣工豫定艦船

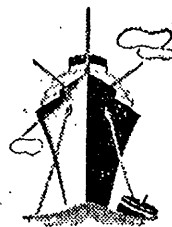
	1940年 内	1941年 内	1942年 内
主力艦	2 35,000噸級	3 35,000噸級	2 40,000噸級
航空母艦	3 23,000噸級	2 23,000噸級	1 23,000噸級
乙巡	9 5,500噸級(7隻) 8,000噸級(2隻)	4 8,000噸級	4 8,000噸級
驅逐艦	8 1,920噸級	8 1,920噸級	8 1,920噸級
潜水艦	9 1,090噸級	4 1,090噸級	?
總計	31 218,670噸	21 202,720噸	15 150,360噸

フランス建艦狀況 (昭和14年7月現在)

艦種	建造中	未起工	計
戰艦	3 105,000噸	1 35,000噸	4 140,000噸
航空母艦	1 18,000噸	1 18,000噸	2 36,000噸
乙巡	1 8,000噸	2 16,000噸	3 24,000噸
驅逐艦	1 2,884噸	3 8,652噸	4 11,536噸
驅逐艦	11 19,492噸	1 1,772噸	12 21,264噸
水雷艇	4 3,976噸	10 9,940噸	14 13,916噸
潜水艦	13 13,209噸	12 10,450噸	25 23,659噸
通報艦	18 11,408噸	5 3,150噸	23 14,558噸
獵雷艦	2 3,938噸	1 ?噸	3 3,938噸
計	54 185,907噸	36 102,964噸	90 288,871噸

ドイツ海軍建艦狀況 (建艦狀況不明ナリ)
(戦前ノ計畫ニ基キ)

艦種	區分	建造中	排水量
戰艦	數隻	3以上	110,000以上
裝甲艦		0	0
甲巡		2	20,000
乙巡		4	28,000
空母		1	19,250
驅逐艦		8以上	約 14,500以上
潜水艦		多數	
水雷艇		12以上	7,200以上



イタリアの動向

外務省情報部

フランスとドイツは優勢に乗じ、實力攻撃を以てパリ陥落を目ざすと共に、平和的攻勢も行ひ英佛離間……フランス單獨講和への方向に精力を集中するものと見られるに至つた。そしてドイツ軍の實力攻勢の方向としては、フランス側防衛第二線たるソンム河及びエーヌ河の線に主力を注いで、北佛一帯からパリに進撃すると共に、最近ではスイス北部寄りのバーゼル方面からも攻撃を加へ、以て首都パリを南北から壓迫せんとする氣勢頗る濃くなり、ドイツ軍南佛進入の時こそイタリア參戰實現のときではないかとの豫想が多く傳へられてゐる。

一方、六月五日イタリア政府は、自國領土全沿岸十二哩の水域に互り危險區域設定を宣言、右水域に對する各國船舶

の立入禁止を行ふと共に機雷敷設を斷行し、且つフランスに在るイタリア大使館及び領事館は引揚準備に着手し、ここに數ヶ月來傳へられてゐたイタリアの參戰は、いよいよ切迫したと見られるに至つた。

英佛紙と伊紙の論戰

これよりさき、去る四月中旬、英佛側がイタリアの態度を打診せんとして開始された、イタリア參戰問題をめぐり、英佛新聞とイタリア新聞との論戰は、各方面の注目を惹いたが、それらのうち、とりあへず、英國の「ニュース・クロニクル」紙の論說と、ジョルナル・レ・ディタリア紙の反駁を掲げれば次の通りであつた。

ニュース・クロニクル紙

「イタリアは今日まで逸る心を押へて非交戰國の態度を執り續けてきたが、今や同國の首腦部と新聞は、國民に戰争への參加準備を命じてゐる。イタリアはやがて戰争參加の確固たる決意をなすであらう。即ちイタリアはヒトラー總統が勝利を得つゝありとの考へを持ち始めたからである。

ムッソリーニ首相がブレンネル會議に於て、ヒトラー總統からドイツが出来るだけ早い機會に於てバルカンを攻撃する意志のあることを打明けたといふことは最もあり得べきことで、果してさうとすれば、ムッソリーニ首相は、この際分前として多分ユーゴスラヴィアとアドリア海の支配權を得ると云ふことが斷言として何人にも想像できるところである。しかしムッソリーニ首相は、一歩を踏み出して英佛を敵に廻すことの是非を充分に考慮するであらう。イタリア沿岸は歐洲の如何なる國よりも攻撃を受け易い不利な状態にあり、又、西部國境はフランスから容易に進入され防禦が困難な状態にあり、イタリアは開戰當初から主要な軍需工場地帯を失ふであらう。

エチオピアのイタリア軍は孤立となり、イタリアの艦隊は強

力とは云へ、さらに強い艦隊の攻撃の矢面に立たねばならぬであらう。

我等はイタリアが英佛と戰争に入ることを決して願ふものでなく、イタリア國民を愛好してゐる。こゝで若しムッソリーニ首相がヒトラー總統に味方して戰ふことを選んだならば、イタリアは、侵略者を持つてゐる最後の運命に陥ることを覺悟せねばならないであらう。

ジョルナル・レ・ディタリア紙

「イタリア國民を愛好すると云つてゐるが、我々は英國がイタリアをエチオピア問題で經濟封鎖した態度をよく記憶してゐる。クロニクル紙は、又イタリアの眞意をためし且つ囁かसारとしてゐるもので、その愚論は我々に何等の感動をも與へぬのみならず、その效果たるや正反對である。

我等はクロニクル紙に對して、左の二つの忠告を與へるであらう。

一、他國のことを心配しないで英國自身のことを心配したがよからう。若しあへて、イタリアのことを心配したいならば、去る第一次大戰後英佛がイタリアの當然の權利を蹂躪し、イ

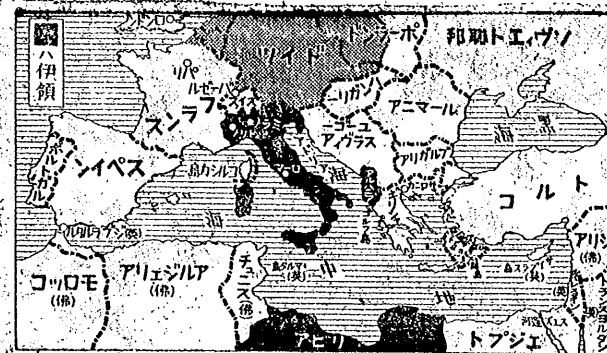


英将トマスとイタリア将

對し廣範圍の召集決定を傳へ、十九日には今次大戦勃發以來初めての防空燈火管制令が、ミラノ及びトリノ等の佛伊國境に近接した北部イタリア工業地帯に對して發せられ、イタリア各紙は、右燈火管制措置こそ白蘭兩國に於けるドイツ軍の成功が、イタリアの参戰氣運をますます濃化せしめたためであると示唆して注目を惹いたのであつた。

次いで二十日、イタリア政府當局は、例年六月三十日に休暇に入る各學校に對し、今年は一ヶ月間繰上げ五月三十一日を以て休暇に入るやう命令すると共に、ローマ市内ホテルの約半分に對し、一般旅客の宿泊を禁止することとなり、學校ホテル等の公用徵發が傳へられるに至つた。

かくて二十三日、イタリア政府はチアノ外相のアルバニア訪問と同時に、アルバニアとユーゴスラヴィア及びギリシャとの國境閉鎖に出でたが、イタリアはかねてユーゴスラヴィアに對し、英國國策貿易會社のベルグラード（ユーゴの首都）設置問題及びアドリア海問題につき、その反省と態度の公開を求めてゐたと傳へられ、又、ギリシャに對しては同國領のコルフ島及びサロニカ地方の英佛側による軍



タリアの主張を無視した悪行及び今年まで英佛がイタリアに加へてきた悪行を總て反省してゐるべきである。

り出すことは遠慮極なこと、そんな類型的な考へ方で政治情勢を判断するならば、いつの日か必ず致命的な誤算を仕

一、イタリアに何等の忠告をすること
も不必要である。
イタリアは他國の如何なる暗示にも動かされるものではない。特にイタリアの國家的權利を擁護することに關して外國の指導は絶対に受けぬ。
イタリアの立場は最も困難であるなどといふ影を作

伊、着々戰時體制を強化

出かすであらうことを申上げておく。

かくてイタリアをめぐる情勢の緊迫化に對應し、イタリア政府は着々その戰時體制を強化し、四月二十三日の下院に空軍擴充及び空軍基地諸施設に關する總額七十六億リラ（約十六億七千餘萬圓）の豫算案を提出し、五月四日に至り政府は非常時陸軍豫算として八十億リラの支出を決定した。

なほ、イタリア政府は重大時局に備へて、イタリア帝國の團結強化のため、リビア、エチオピア、エリトリア、ソマリランドの土民諸侯をローマに召集し、五月十一日、ムッソリーニ首相はこれら諸侯に對し、歐洲戦局の推移いよく重大化しつゝある折柄、各保護領と本土との團結の必要はますます切實となつた旨を説いて協力を要望した。

ついで十二日、イタリア陸軍省は、一九二一年度より一九一四年に至る豫備兵を召集し、これによつてイタリア陸軍の現役兵總数は二百萬に達したといはれるが、二十一日に至り、さらに一九〇四年より一九一九年に互る豫後備兵に

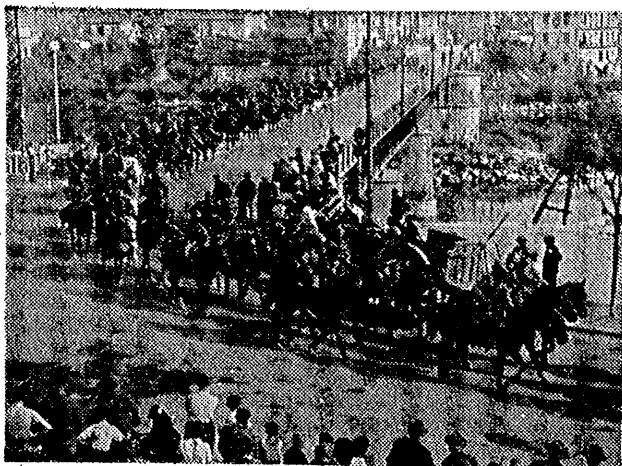
專的使用問題につき態度の開明を求めてゐたものと傳へられてをり、アルバニア國境の閉鎖措置は、イタリアのバルカン政策強化の方向を示すものとして重視されたのである。

英佛の對伊交渉決裂

アルバニアの國境閉鎖と同日の二十三日、突如イタリア豪華船レックス號の出帆が延期されてイタリアの参戦いよいよ迫るとの感を深くしたが、二十四日にオーガスタス號及びネプチュニア號の兩巨船も突如出帆豫定を延期し、海軍當局では、戦争の場合には商船が必要であるとの意味深長な言葉を漏らし、他方海軍豫備兵が更に召集を受けるなど、イタリアの参戦氣構へは刻々に強められた。

又、それらの動きと前後して英佛兩國はイタリアの参戦阻止のため或る種の譲歩案を提議したが、ムッソリーニ首相はその聯合國側の提供せんとするものは餘りに過少であり且つ時機を失したものとして拒絶したと傳へられる。なほ、この英佛側の譲歩条件としては、英國は地中海に於ける聯合國側の對伊封鎖陣の撤廃及び原料品の對伊供給を行

又、それと前後して米國に於ては、米政府がイタリアの参戦を阻止する工作をすでに断念したかに見られるに至つたが、六月四日に至り、米大統領秘書は、大統領が現在も依然としてムッソリーニ首相との文書交換を繼續してゐる



イタリア騎兵隊の進行

と發表して各方面の注意を惹いたのであつた。

イタリアの總兵力

一方、イタリアに於ては、首都ローマは三月より九割燈火管制に入り一般の自家用自動車の使用禁止となり、國內の軍隊輸送はいよいよ盛んで、召集された多數の將兵は北伊方面へ集結中と傳へられ、食糧品、日用品の統制も一そう嚴重となり、完全な戦時體制が整備したと稱されてゐる。かくして、イタリアの参戦はもはや時期の問題と見られるに至つてゐるが、米國側の推計したイタリア總兵力は現在、概略次の通りとされてゐる。

一、空軍總數は三千乃至三千五百機と推定される。また九千乃至一萬と云はれる空軍操縱者の多くは、エチオピア戦争及びスペイン内亂に於て實戰の經驗を有し、これがイタリア空軍最大の強味とされ、航空機製造能力は現在一ヶ月二百機から三百五十機までの間と見られ、最大製造能力を一ヶ月五百機まで増大できるとの推測されてゐる。

ふこと、フランスはイタリアに對しアジアに於て特殊利權を認め、イタリア船舶のスエズ運河通過の便宜を計り、チブチ港を自由港とすること等を提案したものも傳へられた。かくて、去る四月二十六日ハリファックス英外相とイタリアのバスチニア駐英大使との會見により再開の途を開き、ついで五月二十五日英伊共同委員會の英國首席代表等の訪伊によつて現實に再開された戦時通商協定締結ならびに戦時禁制品取締緩和に關する英伊交渉も、英國の對伊要求がイタリアの拒否するところとなり、二十八日遂に最終的決裂を見るに至つた。それと前後して、ロンドンのタイムズ紙も「イタリアの参戦は不可避のやうであるが、英佛はいかに苦戰中とはいへ、イタリアが起てばそれに應戰を辭する者ではない」旨の社説を掲げるに至り、こゝに英國側はイタリアとの關係については殆んど望を絶つたのである。なほ、フランス側も英國側と歩調を合せイタリアとの間に戦時禁制品取締ならびに通商關係の調整について努力してゐたが、英伊交渉と同じくこれら佛伊交渉も決裂し、佛伊全國境は二十九日夜を期して閉鎖を傳へられるに至つた。

リア本土北部に於ては、アルプス山岳隊五ヶ師團がフランスに備へて待機の姿勢を整へてゐると傳へられてゐる。

寫眞週報

六月十二日號 (第二百十號)

- ☆積亂雲を衝いて重慶へ
——わが海軍艦隊の雄飛行
- ☆滿洲から石油が出た
——阜新の油田
- ☆爆発した歐洲の新戦場
——西貢、ハノイ、河内
- ☆馬來御飯はいかに
——英領下馬來半島の馬來運動
- ☆新中國海軍に更生新鋭艦
☆日支の若き血は流る——北京
- ☆若手山嶺に響く若駒
——陸軍の若手隊
- ☆土佐の意氣で御奉公
——本郷さんの勤務報告と飛行機隊
- ☆禮物ベイチ
——△歐洲戰事の終結 △支那戰事の終結 △近頃開設される臨時生活相談所とは △船員の例にかゝる金類 △勸業 △茶葉にまつたお茶園の記 △文部省推薦書展

一、海軍は水雷及び快速を武器とする諸艦艇が主力をなし、潜水艦百十隻、時速三十五乃至五十ノットの快速水雷艇約百隻、水雷艇驅逐艦合計百三十隻、その他巡洋艦二十一隻、主力艦としては最近竣工の三萬五千噸級二隻のほか舊式戰艦四隻が數へられてゐる。
一、陸軍兵力は、即時動員可能な第一線部隊は約九十萬とされ、そのうち機械化部隊は約八ヶ師團と見られてゐる。なほ、イタリアの參戰直後の戰闘は、先づ北アフリカに於て開始されるものと見られ、目下伊領リビアには土民兵を合せて二十萬乃至三十萬の兵力があり、このほか伊領北アフリカには八萬乃至十萬の兵力が待機してをり、これらはまづスエズ運河を目ざして進撃を開始するものと見られてゐる。さらに、アルバニアには最低五萬のイタリア軍があり、參戰と同時にユーゴスラヴィアを、通りギリシヤ方面へ進撃を開始すべく、この場合トルコの英佛側に參戰は必至とされ、これに對しては伊領ドデカニース諸島には目下三萬乃至七萬の兵力が待機してゐると傳へられ、さらにイタ

二千六百年史抄 (七) 菊池寛

廢藩置縣と征韓論

明治元年正月の鳥羽伏見の戦ひで始まつた維新戦争は、翌二年兩館の幕軍が降伏して、一段落となり、輝かしい天皇親政の御世となつたが、しかし天皇親政の障害となるものは、徳川幕府だけではなかつた。
討幕の急先鋒となつた薩長二藩をはじめ、全國無數の大小各藩も、一君萬民の理想のためには、やがて廢滅せらるべき運命に在つたのである。
討幕のために奔走した勤皇諸藩の主従が、幕府の廢滅はやがて諸藩の廢滅となることを、意識

してゐたかどうか、それはかなりに疑はしい。幕府の代りに朝廷を戴いて、討幕の功績に對する恩賞を受け、舊幕時代以上の威福を、擅にしようと考へてゐた者も、絶無とは云ひがたいであらう。従つて、明治四年の廢藩置縣までは、新興日本は非常なる危機にあつたと云つてもよい。一步あやまれば建武中興の二の舞が演ぜられたかも知れないのだ。

この形勢を、ハッキリと認識してゐたのは、大久保利通である。明治二年四月、岩倉具視宛の書簡に、

「即今、内外の大難、危急存亡の秋切迫すること間髪を容れず、抑、昨年来一時の平和の形をなすと雖も、大小藩主各狐疑を抱き、天下人心恟々然として、その亂れること百萬の兵戈動くより恐るべし……」

と喝破してゐる。たゞ、當時の各藩は、水戸の天狗騷動で、武田耕雲齋が、わづか數百の兵力で、中部日本を押し通るのを、傍觀してゐたのでも分るやうに、軍備的に無力であつたのと、天皇親政の中央集權的情勢が天下を風靡してゐたので、利害的にも、人情的にも、至難と思はれた廢藩置縣が、見事に斷行されたのである。西郷隆盛が、

「お互に數百年來の御鴻恩、私情に於ては忍び難きことに候へども、天下の大勢かくの如く、全く人力の及ばざるところと存じ候」

と、述懐してゐるのを見ても、當時の實情が分り、その局に當つた岩倉、大久保、西郷、木戸等の苦衷は察せらるべきである。が、この廢藩置縣をはじめ、廢刀令、徴兵令その他明治政府の革新政策に對する武士階級の不平不満が、やがて、西南戦争その他の變亂となつて、勃發してゐるわけである。

明治六年の征韓論に就いての廟議の紛糾は、當時の重臣間に於ける文治派と武斷派との意見の對立ではあるが、武斷派の思想的背景としては、西洋文明の輸入に快からざる保守主義的傾向、攘夷思想の變形である國權論、武士階級の撤廢に對する不満、薩長專制に對する不平などが横はつてゐることを見逃すことが出来ない。

偶々、岩倉大使と共に歐米を巡遊して、その燦然たる文明の諸施設に驚嘆し、殖産興業に依る富國強兵の大策を、土産として歸朝した大久保利通の眼には、征韓派の主張は、時代知らずの書生論としか映らなかつたであらう。彼が、斷乎として反對したのは當然であらう。

が、當時の征韓論は、たとひそれが當時の情勢から云へば無謀であつたとしても、やはり發展的日本民族の氣魄であつて、この氣魄があればこそ、後年日清、日露の大戦勝となつたのである。

が、この征韓論の決裂に依つて、多くの反對勢力を野に放つた明治政府は、爾後數年間、苦難

の道を歩まねばならなかつた。

現在でも、學生間では、歴史的人物としては、第一に人氣があると云はれる西郷隆盛の、生前に於ける大衆の興望は想見すべきで、その西郷を魁首とした薩軍の蹶起は、明治政府にとつては、現在の我々が想像する以上の危機であつたのである。

が、大久保を中心とする政府は、よくその措置を誤らず、徹底的に之を鎮定して、明治政府の基礎を確立すると共に、新興日本から不平分子を一掃したのである。後年の立憲政治も、この安定した國情の上に築かれたのである。

討幕から廢藩置縣までの立役者は、西郷隆盛であるが、廢藩置縣以後、變亂時代を通じて、その文明政策に依つて、近代日本を築いた大立物は、大久保利通である。

立憲政治

明治時代に創始された立憲政治の起源は、維新當初の五箇條の御誓文である。いな、御誓文は、當時すでに實行されて、各藩選出の士、實士が、後年の代議士のやうに國政に參與してゐたのである。たゞ、この公議政治がよく理解されず、政治の運行が圓滑に行かないので、薩

長の政治家達が、強力な藩閥政府をつくり上げてしまつたのである。

が、既に、公議政治の何物であるかを知つた國民が、藩閥政府の専横を見るにつけ、國民参政の要求をなすのは、當然であつた。殊に、征韓論で破れた板垣退助が、立志社を組織し、國會開設の建白を成すや、人心が翕然として集り、自由民権運動が、天下を風靡した。

が、五箇條の御誓文に依り、憲法を制定し、立憲政治を行ふといふことは、明治天皇の御慮であつたと拜察してよい。

されば、明治十二年の夏、アメリカのグラント將軍が來朝するや、明治天皇は、將軍を濱離宮に召されて、政治上の事を、いろ／＼御下問になつたが、將軍の、

「承るところに依れば、日本にも國會開設の議論がある由、いづれ憲法を御制定になることと存しますが、何事も忌憚なく言上せよとの御沙汰であるから、申上げます。日本の憲法は日本の歴史及び習慣を基として、御起草あそばさるゝことこそ最も願はしく存じます。」

と、いふ意見が、よほど御思召に叶つたやうであり、同年末には、立憲政治に就いて、山縣有朋、黒田清隆、山田顯義、伊藤博文、大隈重信などの各參議に對して、意見の提出をお求めになつて居られる。

この時の大隈の意見が、あまりに急進的であつたため、大隈は廟堂から追はれて、後年の改進黨

黨を組織したのである。されば、憲法制定、立憲政體の實施については、政府に於ても、明治天皇の大御心に依つてその大方針が確立してゐたのであるから、當時に於ける自由民権運動の騒ぎは、藩閥政府の強權に對して、不本分子が國會開設の名を利しての抗争とも見るべきであらう。

憲法の調査起草に率先して當つたのは、伊藤博文であるが、その主旨とするところは、英佛流の憲法ではなく、わが國體を基礎とする「日本の憲法」であつた。伊藤は、憲法調査のために外遊し、憲法學者たる獨逸のグナイスト、奥國のシュタインに教へを聞き、佛蘭西、英吉利を歴訪して、參考資料を蒐めて歸つた。

當時の最高知識たる井上毅、金子堅太郎、伊東巳代治を率ゐて、その起草に慘憺たる苦心をしたのである。

元來、憲法は、歐洲に發達したもので、民主的色彩の強いものである。それを日本に採用するについて、伊藤は渾身の努力を傾け、日本精神の根柢をなす、皇室中心の忠君思想を盛つて、日本獨得の憲法を起草したのである。

明治二十一年四月、憲法案は、明治天皇の御前に奉呈された。天皇は、その草稿を御嘉納あそばされ、新たに樞密院を設けられ、國家の元勳と練達の士とを集めて、逐條御諮詢、その審

議を開召すること八ヶ月に及んだ。その間の御勵精は、かしこき極みであつた。

かくて、明治二十二年二月十一日、紀元の佳節を期して、わが萬世不磨の大典は全國に發布されたのである。

日露戦争以後

明治六年に、その時を得ずして、開花しなかつた征韓論の精神が、その時を得て花を開き、實を結んだのが、日清戦争であり、東洋に於ける日本の位置を確立した戦争である。しかも、戦争日本の實力を築いたものは、大久保利通に依つて指導された殖産興業に依る富國強兵政策であつた。それと同時に、民意に基づく國民戦争を行ふについて、立憲政治がいかに有力であるかを示したのである。

當時、官民朝野の反目甚だしく、國會開設以來、議會は鬭爭場の觀があつたが、一旦開戦となると、國民は齊しく起つて、渾然たる一體となり、廣島で開かれた臨時議會は、僅かに五分間で、當時としては尨大なる臨時軍費一億五千萬圓を可決したのである。

當時の新聞雜誌を見ても、國民の一致團結は、涙ぐましいくらいであり、純粹素朴な愛國的

感情が隨處に、ほとばしつてゐるのである。精勵運動を必要とするやうな現代の國民は、愧死してもいいからである。

日清戦争に依つて、東洋に於ける位置を確立した日本は、その發展途上の宿命として、露西亞と、衝突せねばならなかつた。

これは、當時としては、喰ふか喰はれるかの一大抗争であつた。

日清戦争の終局に於て、三國干涉の首謀者として日本の遼東半島領有を放棄せしめた露西亞は、逆に旅順、大連を獲得し、まさに滿洲を軍事的に占領し、更に朝鮮へも南下しようとしてゐるのである。もし、この形勢を甘受せんか、日本もやがて、彼の勢力下に蹂躪されたかも知れないのだ。

これより先、日本は、日清戦争の苦き經驗に教へられて、日英同盟を締結し、専心露西亞に備へてゐたのである。

果然、明治三十七年二月八日、旅順に於て、第一戦の砲火が交へられた。開戦當初は、作戰當局にも確固たる勝算はなく、國家自衛のための決戦であつたが、戦争の結果は、海陸共に戦勝を重ね、遂に敵の戦意を挫折せしめたのである。

媾和談判の結果は、國民の期待通りではなかつたが、結局露國は滿洲を斷念し、その東方政策

を放棄し、日本は代つて滿洲に大陸發展の第一歩を踏み入れたのであるから、實に満足すべき大成功と云つてよいので、一に大陸及び黃海、日本海に血を流した同胞の犠牲のおかげである。

日清、日露兩役を通じて、明治天皇が、軍國の御政務に御勵精遊ばされた御様子は、畏れ多き極みで、幾多の御製を拜してもその一端を拜察することが出来るが、二ヶ年の歳月を経た日露戦争後には、戦前まで、漆黒であらせられた御頭髪が、半白にならせ給うたとの事で、恐れ多くも、六年後の御大患は、この戦争中の御過勞に起因するとも云はれてゐるのである。

國家の如何なる大事變に際しても、何人よりも先に御軫念遊ばされるのが、上御一人であることを思ふとき、我々は三思して日本國民たる多幸を思ひ、奉公の誠を盡くすべきだと思ふ。

日露戦争に依つて、世界に於ける日本の位置は、確立せられたが、第一次歐洲大戰に際しては、聯合國側に参戰して、東亞の安定勢力たる實力を十二分に發揮した。

この邊から、日本は世界史の舞臺に登場したわけで、ロンドン及びワシントンの軍縮會議などは、日本の涯りなき發展に對する歐米列強の嫉視的工作であると云つてもいいと思ふ。

昭和六年の滿洲事變は、日本が世界歴史をリードしようとしはじめたことを意味してゐる。滿洲の一角に上つた現状打破の波紋は、舊勢力に依る國際聯盟を無力化し、伊太利、獨逸等の活躍となり、世界新秩序形成の口火となつたとさへ思はれるのである。

今や、わが日本は、世界新秩序の一角たる東亞新秩序建設に従事してゐる。「無賠償、無割譲」といふ道義的和平條件を正面に立てて、東亞諸民族の恒久平和の樂土を建設するために戦つてゐるのである。

その目的は宏遠であると共に、日本始まつて以來の難事業である。しかし、この大業が達成せられるかどうかは、日本の國運をも、左右しかねないのである。

我々は、先祖以來二千六百年來の皇恩を思ひ、現在日本國民たるの多幸を思はば、一致團結、今次の大業のために、身命を捧げ、以て二千六百年來國以來の皇謨を扶翼し奉るべきであると思ふ。

終

(この「二千六百年史抄」に限り無断轉載を禁ず)

文部省編輯圖書紹介

◆河合仙舟「カハノタビ」(武井武雄編) 佐藤今朝治、福英、木俣武雄。この繪本は川の全身を一本に収めたものであつて、まづ川の全身を知らしめ、川にもまた首尾あるを簡明に、上中下流によつて移り變る相貌を眺め、また各流域によつて異なる川の利用の特徴を見、ひいては川の恩澤を中心とした四圍の生活を窺ひ、水と共に旅して下るといふ描寫をしてゐる。これによつて子供は、山嶺の流れてやがて溪谷を傳ひ村落を貫き、更に町を眺め都市を見ながら、小川より大川となり遂に大海に注ぎ入る、といふ川の一生を理解し、それと同時に人生と川との關係、川の利用等を知り、自然の妙味と觀察力の養成に資することが出来る。小學校入學前後の子供に好適である。(四六頁、三〇頁、定價四角、發行東京市品川區品川二丁目四十四番地、東京市品川區品川二丁目四十四番地、電話一〇三三〇)

◆河合仙舟「ヒカウキ」(幼年繪本研究會編) 安井小彌太。各種の飛行機を九葉の繪畫に表はしたものである。理想的な構圖や色彩であるとはいへないが、この價格の中ではすぐれたものと云へよう。僅か九葉の繪で、最近イギリスで考案された親子飛行機

まで含めて、各種の飛行機が比較的詳しく美しく描かれてゐる。幼兒に與へる繪本として好例なものである。(四六頁、八頁、定價十銭、發行東京市品川區品川二丁目四十四番地、東京市品川區品川二丁目四十四番地、電話一〇三三〇)

宮澤編圖書だより

◆神典「神典」(矢野玄道著) 神典は古事記本文に基づき書紀以下の文を吟味配當し、諸家の説を採りて批判的研究の資料を網羅したもので、記紀の研究、國體、神道、國史の講究に有益な參考になると思ふ。本巻は廿三之卷より三十三之卷までを収む。(四六頁、定價六角、發行東京市品川區品川二丁目四十四番地、東京市品川區品川二丁目四十四番地、電話一〇三三〇)

◆教學叢書「皇國の使命」(皇國の使命と青年學生) 皇國の使命と青年學生の關係を論じて、皇國の使命を青年學生に與へるべきことを論じてゐる。本巻は皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。本巻は皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。(四六頁、定價六角、發行東京市品川區品川二丁目四十四番地、東京市品川區品川二丁目四十四番地、電話一〇三三〇)

意注御	所込申	價定	週報
▲本誌より精選の皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。本巻は皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。(四六頁、定價六角、發行東京市品川區品川二丁目四十四番地、東京市品川區品川二丁目四十四番地、電話一〇三三〇)	▲本誌より精選の皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。本巻は皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。(四六頁、定價六角、發行東京市品川區品川二丁目四十四番地、東京市品川區品川二丁目四十四番地、電話一〇三三〇)	▲本誌より精選の皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。本巻は皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。(四六頁、定價六角、發行東京市品川區品川二丁目四十四番地、東京市品川區品川二丁目四十四番地、電話一〇三三〇)	▲本誌より精選の皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。本巻は皇國の使命と青年學生の關係を論じてゐる。(四六頁、定價六角、發行東京市品川區品川二丁目四十四番地、東京市品川區品川二丁目四十四番地、電話一〇三三〇)

露光量違いにより重複撮影

同盟旬報

△我國唯一の
世界ニュースの寶典△

歐洲大戰の詳細なる記録

戦局の推移—各國の軍備政治
經濟—各國の外交と論調—
世界政治經濟文化の動向

◇新聞に現れないものを含む世界ニュースの
綜合編輯

◇「同盟」のみが持つ豐富なる内外ニュースの
全面的記録

◇世界史的變遷期に於けるめまぐるしいニユー
スの一日瞭然たる整理統合

我國經濟統制進展の系統的輯録
支那事變の明細な歴史的資料

▽同盟の獨占的
世界通信網の成果△

◇同盟通信社は全國百七十餘の新聞社並
に日本放送協會、朝鮮、臺灣兩放送協
會を社員とする社團法人で、我國を代
表する唯一の國策通信社である。

◇同盟通信社は三千人の従業員を擁し、
國內四十餘、海外四十餘の支局網と外
に數多の通信員をおき、各國の代表的
通信社と連絡をとりつゝ、時々刻々に
内外ニュース及びニユーズ寫眞を蒐集
し、またこれを國內及び海外に通信放
送して居る。

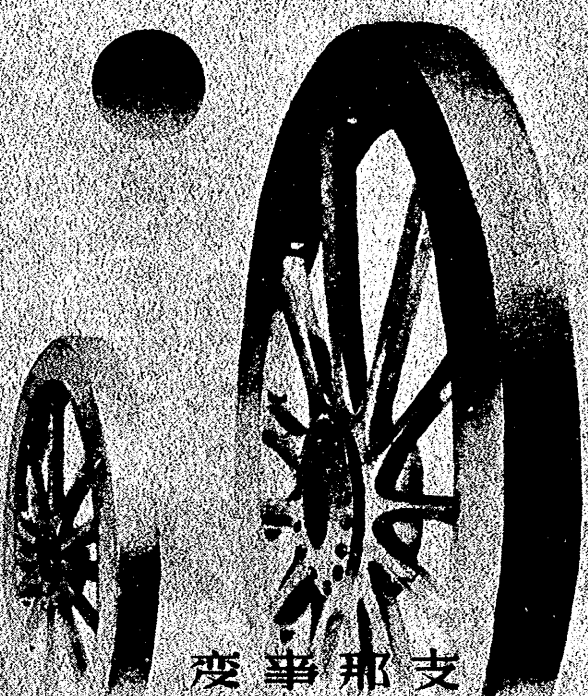
◇かくて蒐集された内外ニュースは、毎
日、日刊新聞に採録されるものの五倍
から十倍にも上るのであるが、「同盟旬
報」はこれを系統的に整理編輯し、毎
十日分づつまとめたニユーズ専門誌で
ある。従つて新聞切抜きにまさること
數倍、この點において我國唯一の貴重
なる資料である。

◇同盟通信社出版物
同盟旬報、國際經濟週報、同盟時事年
鑑、同盟グラフ、英文トリードガイド
寫眞年鑑、その他

定 一 月 三 回 十 日 發 行
定 一 冊 四 十 錢 (送料二錢)
定 一 年 分 內 地 十 三 冊 四 百 錢 (送料)
外 地 十 五 冊 四 百 錢 (送料)
郵 費 金 外 十 八 圓 二 十 錢 (共 計)

社 址 京 東 市 橋 區 法 人 同 盟 通 信 社
電 話 京 西 一 七 〇 〇 番
電 報 京 東 五 八 〇 〇 〇 番
電 報 京 東 五 八 〇 〇 〇 番

賣出 六月十五日ヨリ七月十日マデ



支那事變 貯報
國債 國債
券債 券債
四 五 四 十 枚 一

大 藏 省 日 本 勸 業 銀 行

露光量違いにより重複撮影

同盟旬報

△我國唯一の
世界ニュースの寶典△

歐洲大戰の詳細なる記録

戦局の推移—各國の軍備政治
經濟—各國の外交と論調—
世界政治經濟文化の動向

◇新聞に現れないものを含む世界ニュースの
総合編輯

◇「同盟」のみが持つ豐富なる内外ニュースの
全面的記録

◇世界史的變遷期に於けるめまぐるしいニュー
スの一日瞭然たる整理統合

我國經濟統制進展の系統的輯録

支那事變の明細な歴史的資料

▽同盟の獨占的

世界通信網の成果△

◇同盟通信社は全國百七十餘の新聞社並
に日本放送協會、朝鮮、臺灣兩放送協
會を社員とする社團法人で、我國を代
表する唯一の國策通信社である。

◇同盟通信社は三千人の従業員を擁し、
國內四十餘、海外四十餘の支局網と外
に數多の通信員をおき、各國の代表的
通信社と連絡をとりつゝ、時々刻々に
内外ニュース及びニュース寫眞を蒐集
し、またこれを國內及び海外に通信放
送して居る。

◇かくて蒐集された内外ニュースは、毎
日、日刊新聞に採録されるものの五倍
から十倍にも上るのであるが「同盟旬
報」はこれを系統的に整理編輯し、毎
十日分づつまとめたニュース専門誌で
ある。従つて新聞切抜きにまさること
數倍、この點において我國唯一の貴重
なる資料である。

◇同盟通信社出版物

同盟旬報、國際經濟週報、同盟時事年
鑑、同盟グラフ、英文トレードガイド
寫眞年鑑、その他

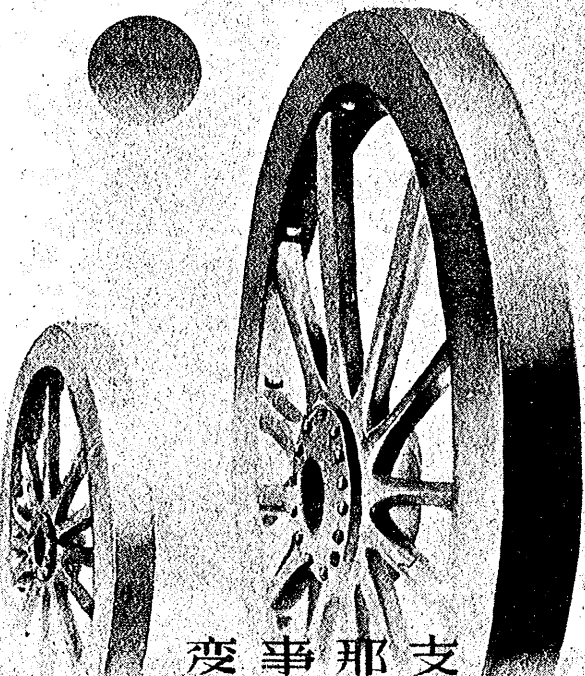
【月三回十ノ日發行】

定 一冊 四十 錢(送料二錢)
一 年 分 内地 十三圓八十錢(送料)
一 冊 金 海外 十八圓二十錢(送料)

社 法 國 社
同 盟 通 信 社
監 橋 京 市 京 東
一 ノ 七 西 座 銀

番 六 九 三 (57) 座 銀 話 電
番 〇 〇 〇 五 八 京 東 路 口 番 振

賣出 六月十五日ヨリ七月十日マデ



支那事變
貯報
國債
債券
圓五圓十枚一

行 銀 業 勸 本 日 ・ 省 藏 大

週報

號日九十月六

歐洲戰爭の展望
ドイツ軍に對する觀察
歐洲戰の海上作戰
イタリヤの參戰とその後
友好和親條約と日泰關係
東京關新幹線の増設
神武天皇聖蹟の調査
實例に見る貯蓄報國
襄西作戦の經濟經過
現地に軍律施行

第一九二號

報

昭和十五年十月十一日第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

五錢

週

報

昭和十五年十月十一日第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

胸に愛國の手に國債



國債の種類 利札附國債(二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓)
割引國債(十圓、二十圓)
記念の國債 只今紀元二千六百年の記念マークの入った國債を賣出中です。此の機會に是非お求め下さい

お國のために 支那事變國債は支那事變の費用を支拂ふ爲に發行するのであります
お國のためにどなたも是非お求め下さい
確實な利殖に 此の國債は何時でも郵便局で保管や買上をして貰へます。又普通の預金よりずっと利息が付きまますから確實な利殖には理想的です

支那事變國債
郵便局賣出
六月十七日 十二月二十八日 大藏省

(判LA51格規定國はさき大の書本)